

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成28年10月1日 No. 781

労働基準情報

岩手

October

10

2016



『岩手山溶岩流(八幡平市)』 写真：眞 館 弘 治

健康職場 つくるまもるは みんなが主役

(全国労働衛生週間スローガン)

〔目次〕

全国労働衛生週間 岩手局長メッセージ	2
最低賃金改正のお知らせ、労働保険適用促進強化期間のお知らせ	3
10月は「年次有給休暇取得促進期間」です	4
改正育児・介護休業法等説明会、労働相談会	5
過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します	6
クエスチョン(最低賃金との比較方法について)	7
メンタルヘルスとコミュニケーション⑦	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ	10・11

平成28年度全国労働衛生週間

岩手労働局長メッセージ

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第67回目を迎えました。本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に大きな役割を果たしてまいりました。

労働者の健康を巡る問題を見ると、全国的には職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策が重要な課題となっています。また、業務上疾病の被災者は長期的には減少していますが、疾病別では腰痛が6割を超える状況が続いています。

さらに、化学物質による疾病は、溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特定化学物質障害予防規則等で規制されていない化学物質を原因とする労災事案が発生するなどの新たな問題も生じています。

岩手労働局管内の状況は、休業4日以上業務上疾病による被災者数が、平成27年は96人で、平成26年に比べ25人（35.2%）増と大幅に増加し、そのうち6割以上が腰痛によるものです。また、精神障害の労災支給決定件数は7件となっています。

このような状況から、労働安全衛生法が改正され、①受動喫煙防止対策が昨年6月から、②ストレスチェック制度が昨年12月から、③表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と化学物質に関するリスクアセスメントの実施が本年6月からそれぞれ施行されています。

また、昨年7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」においては、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会を実現させることが求められています。

さらに、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策を求める「ニッポン一億総活躍プラン」が本年6月に閣議決定されています。

このような背景を踏まえ、本年度の全国労働衛生週間は、

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

のスローガンのもと10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間として展開されます。

これを契機に、事業場における労働衛生意識の高揚が図られるとともに、自主的な労働衛生管理活動が一層推進され、本県の労働衛生水準が更に向上することを祈念いたしまして、私からのメッセージといたします。

平成28年9月1日

岩手労働局長 久古谷 敏行

「ストレスチェック」実施しましたか？

こころの耳

検索

労働安全衛生法が改正され、昨年12月から、毎年1回、ストレスチェックを全ての労働者に対して実施することが義務付けられました。

ストレスチェックを実施していない事業者は、至急実施の準備に取り掛かりましょう。

＜対象事業場＞

労働者50人以上の事業場

なお、労働者50人未満の事業場は当分の間、努力義務となっています。

＜対象労働者＞

常時使用する以下の要件を満たす者を対象にストレスチェックを実施します。

①期間の定めのない労働契約により使用される者（1年以上引き続き使用される者等を含む。）であること。

②1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上であること。

＜実施頻度＞

1年以内ごとに1回実施します。

法施行が昨年12月1日であるため、本年11月30日までの間に1回目のストレスチェックを実施する必要があります。

＜定期報告＞

ストレスチェックの実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。

＜問い合わせ先＞

各労働基準監督署または岩手労働局健康安全課

平成28年10月5日(水)から

時間額
岩手県最低賃金が**716円**
になります！

岩手労働局長は、岩手県内全ての事業場に適用される岩手県最低賃金（現行時間額695円）について、岩手県最低賃金審議会が調査・審議の結果に基づき示した答申を受けて、『時間額716円とする。』ことを決定しました。

新しい岩手県最低賃金は、平成28年10月5日(水)から改定発効されます。

*厚生労働省では、事業主の方のための各種雇用関係助成金を交付しております。

その中には、労働者の賃金引上げを要件の一部とするものもあります。

なお、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）及びキャリアアップ助成金については、岩手県最低賃金の発効日の前日までに企業が賃金を引き上げた場合には、発効日前の岩手県最低賃金（695円）を基礎として企業の賃金引上げ額を算定できます。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

岩手労働局労働基準部賃金室 019-604-3008
(岩手県最低賃金について)

雇用環境・均等室 019-604-3010
(業務改善助成金)

職業安定部職業対策課分室 019-606-3285
(キャリアアップ助成金)

【参 考】 青森県 時間額 716円 (現行時間額695円)
宮城県 時間額 748円 (現行時間額726円)
秋田県 時間額 716円 (現行時間額695円)
山形県 時間額 717円 (現行時間額696円)
福島県 時間額 726円 (現行時間額705円)

労働保険適用促進強化期間のお知らせ

厚生労働省では「労働保険」制度の適正な運営のため、未手続事業場の解消を目指して指導等を行っております。その一環として、11月に「労働保険適用促進強化期間」として集中的に未手続事業場の解消の取組みを行います。

○労働保険とは…

「労働保険」は、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」を総称したもので、政府が管理・運営している強制加入の保険です。

「労災保険」制度は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡等に対して必要な保険給付を行うほか、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者やその遺族に対する援護、適正な労働条件の確保等を図ることで、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

「雇用保険」制度は、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、その再就職を促進するための職業能力の開発・向上、福祉の増進を図ることを目的としています。

また、事業主に対しても、失業の予防、雇用機会の増大、雇用の安定等のために雇用調整助成金をはじめとする各種助成金制度を設けています。

○労働保険の加入対象事業主は…

「労働保険」については、農林水産業の一部を除き、労働者（臨時も含む）を一人でも使用する事業主は、労働保険への加入が義務付けられており、労働保険の加入（成立）手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

○加入手続を是非お願いします

労働保険制度の健全な運営と、費用負担の公平の確保、労働者の福祉の向上等の観点から、労働者を使用している全ての事業主に、労働保険の加入（成立）手続を行っていただくこととなっておりますので、加入（成立）手続がお済みでない事業所におかれましては、早急に加入手続をしていただくようお願いいたします。

○新しく事業を起こした方、詳しい事をお知りになりたい方

岩手労働局総務部労働保険徴収室（電話019-604-3003）

または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

「受動喫煙防止対策」進んでいますか？

職場 受動喫煙

検索

昨年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が事業者の努力義務となりました。

喫煙室や屋外喫煙所を設置する際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」をご活用ください。

<助成の対象となる事業主> 全ての業種の中小企業事業主

<助成の対象となる措置>

助成対象経費	助成率	助成額
喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1 / 2	200万円

<助成の対象となる措置>

①一定の基準*を満たす喫煙室の設置・改修

※喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/秒 以上

②一定の基準*を満たす屋外喫煙所の設置・改修

※喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口等における粉じん濃度が増加しない

③一定の基準*を満たす換気装置の設置など（宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ）

※喫煙区域の粉じん濃度が0.15 mg/m³以下、または必要換気量が70.3×（席数）m³/時間以上

<問い合わせ先> 岩手労働局健康安全課または雇用環境・均等室



10月は 「年次有給休暇 取得促進期間」です。



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

+1

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせ、
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇取得
促進期間です。

2016年10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7 プラスワン休暇	8 +
9	10 体育の日	11 プラスワン休暇	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21 プラスワン休暇	22 +
23 +	24 プラスワン休暇	25	26	27	28	29
30	31					

年次有給休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を
取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、年次有給休暇
の取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得
日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均
取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)*。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。※就労条件総合調査

1. 導入のメリット

- 事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる	15日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる
---------------------	--------------------	----------------------	--------------------

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。

改正育児・介護休業法等説明会

平成29年1月1日より、育児・介護休業法・男女雇用機会均等法が改正施行されます。

改正法の内容等について事業主や人事労務担当者、労働者の皆様を対象に説明会を開催しますので、ぜひご参加ください（参加料は無料です）。

日時・会場

この説明会は、全国一斉に実施する
「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」の一環としても行います。

開催地区	開催日時	会場
盛岡会場 (定員216名)	平成28年10月12日(水) 13:30～15:30 【追加】10月12日(水) 9:30～11:30	岩手県高校教育会館 大ホール (盛岡市志家町11-13)
一関会場 (定員100名)	平成28年11月10日(木) 13:30～15:30	アイドーム 第2会議室 (一関市東台50-46)

内 容

- (1) 改正育児・介護休業法について
- (2) 改正育児・介護休業法に沿った規定整備について
- (3) 両立支援等助成金について
- (4) 妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策について

終了後、個別相談コーナーを開設！

説明会での質問、育児・介護休業規定点検、働き方改革、労働契約法、業務改善助成金等の相談を受け付けます。お気軽にご利用ください。

【対象者】 事業主、人事労務担当者、労働者等

【参加申し込み、問い合わせ先】

岩手労働局雇用環境・均等室 〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15盛岡第2合同庁舎

電話 019-604-3010 FAX 019-652-7782

※開催日の1週間前までに、岩手労働局雇用環境・均等室あてにお申し込みください

(定員になり次第締め切りとさせていただきますので、お早めにお申し込みください。)

参加申込書 (FAX 019-652-7782) 参加会場に○をつけてください

会 場	盛岡会場 (10/12AM) ・ 盛岡会場 (10/12PM) ・ 一関会場 (11/10)		
事業所名		参加者 職氏名	
所 在 地	〒 電話 ()		

労働相談会

相談会に来られない方はお電話で！

10月2日(日)

9:00～16:00

☎ 0120-980-783

携帯電話からは019-604-3002
(岩手労働局の職員が対応します。)

相談無料

日時: 10月2日(日)

10:00～15:00 (受付終了14:00)

会場: アイーナ (受付: 7階711号)

内容: 弁護士、特定社労士、県労働委員会委員などが
パワハラ、いじめ・嫌がらせ、解雇、賃金引下げ など

労働問題全般の相談をお受けします。

◎完全予約制ではありませんが、できれば事前予約をお願いします。

予約電話番号: 0120-610-797 (岩手県労働委員会事務局で承っております)

「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」主催
岩手弁護士会、日本司法支援センター岩手地方事務所（法テラス岩手）、岩手県社会保険労務士会
岩手県労働委員会、岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室、岩手労働局

岩手会場 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

プログラム

- 18:30 [オープニング]
 18:40 [主催者挨拶] 岩手労働局
 18:50 [基調講演] 演題「過労死・過労自殺の要因と労働者の主体性」
 熊沢 誠 氏(甲南大学名誉教授)
 演題「働き方と過労死」
 千田 忠男 氏(同志社大学名誉教授)
 20:20 [活動報告・遺族からの声] 働く者の生命・健康を守る会
 20:30 [閉会]

会場のご案内

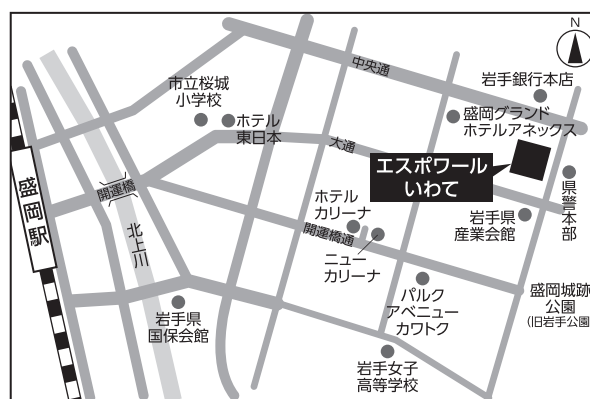
平成28年11月8日(火)

18:30~20:30(受付18:00~)

エスポワール いわて
 2階 大ホール
 (盛岡市中央通1丁目1-38)

参加無料

●駐車場に限りがありますのでご来場の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。



参加申込について

- 会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- 申し込みはWeb又はFAXをお願いします。
- 参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。

Webからの申し込み:下記ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

FAXでの申し込み:以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX番号 03-6264-6445

株式会社プロセスユニーク
 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

※ 氏名等をご記入いただき、該当する□に✓を入れてください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

ふりがな			参加の状況	☐ 今回初めて参加する ☐ 昨年も参加した
お名前				
企業団体名				
個人として参加される方は、次の該当する□に✓をお願いいたします。 ☐ 自営業 ☐ パート・アルバイト ☐ 主婦 ☐ 学生 ☐ 無職 ☐ 教職員 ☐ 弁護士 ☐ 社会保険労務士 ☐ その他 []				

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 株式会社プロセスユニーク 電話: 03-6264-6433 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp



最低賃金との 比較方法について

Q 岩手県の最低賃金は、平成28年10月5日より時間額695円から716円に上げられる予定となっておりますが、支払っている賃金額が、最低賃金額以上になっているかどうかについてのチェック方法を教えてください。

A 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかをチェックするには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額 (716円)

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額 (716円)

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額 (716円)

(4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（716円）と比較します。

【事例1：月給制のAさんの場合】

岩手県内の会社で働く労働者Aさんは、月給で、基本給が月100,000円、職務手当が月12,500円、通勤手当が月5,000円支給され、平成28年9月の合計が月117,500円となりました。

なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数が250日、1日の所定労働時間が7時間30分です。

基本給	100,000円	労働時間/日	7時間30分
職務手当	12,500円	年間労働日数	250日
通勤手当	5,000円	岩手県最低賃金	716円
合 計	117,500円		

- (1) Aさんに支給された賃金のうち、通勤手当は算入しないので、
 $117,500円 - 5,000円 = 112,500円$
- (2) この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
 $112,500円 \div 1 \text{ か月平均所定労働時間} (250日 \times 7.5時間 / 12 \text{ か月}) = 720円 > 716円$
(最低賃金額)
となり、最低賃金額以上となっています。

【事例2：日給制と月給制の組み合わせのBさんの場合】

岩手県内の会社で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり5,000円、各種手当が月給制で、職務手当が月13,600円、通勤手当が月5,000円支給されています。平成28年9月は20日働き、合計が118,600円となりました。

なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数が255日、1日の所定労働時間が8時間です。

基本給(日給)	5,000円		
9月の労働日数	20日	労働時間/日	8時間
職務手当	13,600円	年間労働日数	255日
通勤手当	5,000円	岩手県最低賃金	716円
合 計	118,600円		

- (1) Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、職務手当（月給制）を時間額に換算すると
 $13,600円 \div 1 \text{ か月平均所定労働時間} (255日 \times 8時間 / 12 \text{ か月}) = 80円$
- (2) 基本給（日給制）を時間額に換算すると、
 $5,000円 \div 8時間 / 日 = 625円$
- (3) 上記(1)と(2)を合計すると
 $80円 + 625円 = 705円 < 716円$ (最低賃金額)
となり、最低賃金額を下回ることになります。

使用者は、岩手県最低賃金の改定発効日（平成28年10月5日）分から最低賃金額（716円）以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金額を下回ることが分かった場合には、不足額を改定発効日分から遡及して支払う必要があります。

詳しくは、岩手労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。

メンタルヘルスと コミュニケーション

⑦ 緊張する～!!

今松 明子

今までこの欄に感想や質問を頂くことは全くなかったのですが、前号まで少し事例を入れたためでしょうか。何件か質問がありました。関心を持って頂いたことに感謝いたします。とてもうれしい思いです。そこで少し触れていきたいと思います。

「人前で話すことが苦手。考えただけで不安、恐怖を感じ、ハンパなく緊張してガタガタする。他人と普通に話したい。」というものです。言葉から、たぶん若い方からの質問だろうと想像しました。

さて、業務上、初対面の人と話すという場面が多い方も少ない方もいらっしゃるですね。営業職の方などは当たり前のこととして、特に緊張もなく必要なことを話すことができると思います。最初から平気な方もいるかもしれませんが、すごい努力をして今に至った方もいると思います。そして、繰返しによる“慣れ”ということもありますね。これに対して質問者のように、普段あまり話す機会のない方は緊張し、何か話さなくちゃ、何か話さなくちゃ、と焦ってしまう。でも話題がでてこない、あるいは、何を話していいかわからなくて沈黙していたら、相手も何も話さず、なんとなく空気が重くなり、お互いに気まづくなったというような経験をしたのかもしれない。同じような経験がある方もいらっしゃるだろうと思います。そういう経験が余計緊張感を増す結果になっているかもしれません。だから、緊張したらどうしようという心配を常に持っているということだろうと思います。

①緊張を和らげるということと、②話し方・話題作りと二つに分けて考えてみたいと思います。

まず、緊張についてです。自分は絶対にどんな場面でも決して緊張はしないんだ！という方はいらっしゃるのでしょうか。場面は違えどもドキドキして緊張しちゃった！冷汗がでちゃった！胃がキリキリしちゃった！というようということは誰にでもあるのではないかと思います。

つまり、自分だけが緊張しているのではないんだ！みんな誰だって緊張する。今、余裕をもって笑顔で話している人だって、最初は緊張したはずだということですね。だから、緊張するのは当然のこと、当たり前のことだ！と考えてほしいのです。緊張してはダメだ、緊張がバレると恥ずかしい、緊張しませんように、しませんようにと祈ると反対に絶対に緊張していきます。質問者のように、「ハンパなく緊張してガタガタ」。つまり、逆効果になります。ですから、緊張するということを前提で考えることが大切なのです。「自分は今〇〇の場で△さんを前にして、めっちゃめっちゃ緊張しているゾ」というように自分自身の状況を言葉にしてみることができたら、緊張している自分を認めることになります。そういう自分を客観視している自分自身の存在を感じることでもあります。それだけで緊張が幾分ほぐれていくかもしれません。

おまじないだって効果がある場合もあります。昔から人前で緊張しないようにと手のひらに“人”という字を指で書き、飲み込む仕草をするようなものがありますね。人を飲み込むということで自分は緊張しないんだ！大丈夫だ！と自分に暗示をかけているようなものですね。神仏に手を合わせて、絶対大丈夫だと自己暗示をかけてみることでいいかもしれません。

ゆっくり鼻から息を吸い込み、ゆっくり口から吐き出し、腹式呼吸を行うことも緊張が和らぎ、リラックスにつながります。スポーツ選手が試合の直前に行っているのをTVで見ることもあります。日ごろから練習しておきたいものですね。

沈黙は苦しい！嫌だ！だから相手が何か話してくれればいいのにーと思いたい。でも相手が話してくれない、そうすると絶対に自分が話さなければならぬと考えるから、より緊張するということになりますね。挨拶等必要なことを話した後の沈黙はあってもいいと考えてもいいのかなと思います。そう言えば、外国のことわざに「沈黙は金、雄弁は銀」というものがありました。緊張や焦りから不必要なことを話すより沈黙をしたほうがいい場合もあるかもしれません。沈黙を受け入れることで緊張や焦りも減りますね。そして、自分が話すのではなく、相手に話してもらうということもありだと思えます。

次号では相手に話してもらうための方法を考えていきたいと思います。(つづく)



新会員事業所のお知らせ

8月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(有)ワイ・アンド・ワイ	岩手町
宮古	(株)青山工業	宮古市

支部名	事業所名	所在地
一関	旭トステム外装(株) 一関工場	一関市

中小規模事業場の皆様へ

割引サービスのご案内

中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会（中災防）は、中小規模事業場の皆様に中災防の実施する研修会・セミナーや安全衛生技術サービスをより一層利用いただくために、平成23年度から利用料金の割引サービスを実施しています。是非このサービスをご利用いただき、安全衛生活動の推進にお役立て下さい。

要件

割引サービスを利用できる事業場は、次のいずれの要件も満たしている事業場です。

1. 常時使用する労働者の数が300人未満の事業場であること
2. 労災保険の適用事業場であること

▶ 必要書類（中災防にお問い合わせください。）

問合せ先

各サービスの利用の申し込み、お問い合わせは、中災防の各事業担当部門までお願いします。

中災防本部	TEL	中災防地区センター	TEL
教育推進部	03-3452-6848	東北安全衛生サービスセンター	022-261-2821
技術支援部	03-3452-6366		
健康快適推進部	03-3452-2517		

中災防のホームページでも
確認することができます。

中災防

検索

衛生管理者能力向上教育（定期）のお知らせ

労働安全衛生法第19条の2の規定に基づき、事業主に代わり当協会が実施するものです。

すでに衛生管理者になっている方を対象に、労働衛生に関する最新の情報を提供し、職場の健康管理、作業環境管理等について研修を行います。隔年1回の開催予定となっておりますので、この機会に受講いただきますようご案内します。

—— ◆ ◆ ◆ 日 時 ◆ ◆ ◆ ——

平成28年10月20日(木)～21日(金)

—— ◆ ◆ ◆ 会 場 ◆ ◆ ◆ ——

「岩手労働基準協会 研修センター」 盛岡市北飯岡1丁目10-25

詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。

講習会のお知らせ

28年12月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者技能講習	11/7(月)～8(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	※10,800	1,944
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10/27(木)～28(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	締 切	※10,800	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習	11/28(月)～30(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	締 切	※16,200	2,160
		11/28(月)～29(火)・12/1(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部		
	玉掛け技能講習	10/26(水)～28(金)	久慈市文化会館 ※日程変更	30	二戸支部	※22,680 (一部免除者) ※25,020	1,645
		11/7(月)～9(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		11/8(火)～10(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		11/8(火)～9(水)・11(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		12/5(月)～7(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		12/12(月)～14(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		12/12(月)～13(火)・15(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	10/17(月)～20(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部	29,160	1,620
		10/18(火)～21(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		10/18(火)・24(月)～26(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		11/14(月)～17(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		12/12(月)～15(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		12/19(月)～22(木)	二戸広域観光物産センター	30	二戸支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	10/18(火)～20(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	※29,160 (一部免除者) ※27,000	1,645
		10/18(火)～19(水)・21(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/24(月)～26(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
	ガス溶接技能講習	10/14(金)～15(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部	9,720	864
		11/10(木)～11(金)	気仙教育会館他	40	大船渡支部		
		11/11(金)～12(土)	一関職業訓練協会	40	一関支部		
	高所作業車運転技能講習	10/24(月)～25(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	締 切	※34,560 ※31,320 (一部免除者)	1,850
	安全衛生推進者養成講習	11/17(木)～18(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	8,640	1,296
特 別 教 育	アーク溶接等の業務特別教育	10/13(木)～14(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	※9,720 ※10,800	1,080
		11/11(金)～12(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部		
		12/21(水)～22(木)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
	小型車両系建設機械運転業務 特別教育	10/11(火)～12(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 14,364	1,645
		10/24(月)～25(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		10/24(月)～26(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		11/16(水)～17(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		11/28(月)～29(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	クレーン運転業務特別教育	11/1(火)～2(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	8,640 9,720	1,645
		11/16(水)～17(木)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		11/18(金)～19(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
	自由研削と石の取替え等の業務 特別教育	10/20(木)	岩手労働基準協会宮古支部	締 切	宮古支部	5,400 6,480	1,188
		10/22(土)	アイ・ドーム	40	一関支部		
		10/28(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		11/14(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	産業用ロボットの教示・検査等の業務 特別教育(学科課程)	10/18(火)～19(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	1,944
	巻上げ機の運転業務に係る特別教育	10/25(火)～26(水)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	※11,880 ※15,012	1,030
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	11/29(火)	アイ・ドーム	60	一関支部	※7,560 ※8,640	648
	動力プレス製の金型の取扱特別教育	12/2(金)～3(土)	(株)東北佐竹製作所	24	花巻支部	※8,640 ※9,720	1,080
	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	11/15(火)	岩手労働基準協会研修センター	80	本 部	※4,860 ※5,940	864
そ の 他	職長教育	10/25(火)～26(水)	アイ・ドーム	50	一関支部	11,880 12,960	864
		11/1(火)～2(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
		11/24(木)～25(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		

区分	講習名	実施日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
その他	職長・安全衛生責任者	12/6(火)～7(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	1,512
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	10/13(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	※7,560 ※8,640	1,620
	有機溶剤作業従事者安全衛生教育	11/17(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	※6,264 ※7,344	864
	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	12/10(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	※6,480 ※7,560	1,944
	化学物質のための リスクアセスメントセミナー	10/31(月)	岩手労働基準協会研修センター	50	本 部	※4,860 ※5,940	864
		11/21(月)		50	本 部		
		12/5(月)		50	本 部		
	第1種衛生管理者試験準備講習	10/6(木)～7(金) 及び 10/11(火)～12(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	※14,040 ※16,200	6,696
	衛生管理者能力向上教育(定期)	10/20(木)～21(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部	※11,880 ※14,040	2,484 しおり 648
	危険予知普及講習	12/8(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	※5,940 ※7,020	756
		12/14(水)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		

4月より受講料が変更となります。 ※印を付けた受講料が変更となっております。

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

「化学物質のためのリスクアセスメントセミナー」を開催します

平成28年6月1日に施行される改正労働安全衛生法では、「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」が義務付けられます。今回の法改正では、規模や業種にかかわらず、安全データシート(SDS)の交付義務のある640物質を製造し、または取り扱うすべての事業者が対象とされています。

当協会では、標記セミナーを開催しますので、管理者並びに安全衛生担当者、リスクアセスメント実施担当者をはじめ多数の皆さまにご参加いただきますようご案内申し上げます。(詳細については、HPをご確認願います。)

- 日 時 ① 平成28年11月21日(月) 13:30～16:30 (受付13:00より)
② 平成28年12月5日(月) 13:30～16:30 (受付13:00より)
- 場 所 「岩手労働基準協会研修センター2F」 盛岡市北飯岡1丁目10-25
- 対 象 者 リスクアセスメント担当者(管理者等)
- カリキュラム

時 間	テーマ	講師等
13:30～13:35	オリエンテーション	事務局
13:35～16:30	主な内容 (1) 化学物質とリスクアセスメント (2) SDSの内容 (3) 化学物質リスクアセスメントの進め方 (4) コントロール・バンディング (5) その他	労働衛生コンサルタント
16:30～	修了証交付	事務局

5. 申込締切日 ①11月2日(火) 及び②11月14日(月) ただし定員50名になり次第締切らせていただきます。

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●9月号の正解

新しい岩手県最低賃金は、平成28年10月5日から改定発効されます。これまでの最低賃金は695円となっています。では、10月5日からの新しい岩手県最低賃金はいくらとなったのでしょうか？

- ① 699
- ② 706
- ③ 716

ヒント 本誌3ページに関連記事があります。

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成28年10月20日（木）消印有効

☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

②



釜石まつり

写真提供：釜石観光物産協会

古くから伝わる尾崎神社祭典と釜石製鐵所の守護神社である山神社祭典が合同となったまつりです。土曜日は曳き船まつり。尾崎神社本宮から、市内にある里宮までご神体を奉遷します。お召船を中心に、虎舞や神楽を乗せた十数隻の船が大漁旗をなびかせて賑やかに釜石港内をパレードします。日曜日には、市内目抜き通りを虎舞や神楽、山車、手踊りのほか両神社の神輿が渡御し、お囃子の音が街中に響き、もともと釜石らしいおまつりです。

開催日 10月14(金)～16日(日)

開催場所 釜石市中心部、釜石港内

問い合わせ

釜石観光物産協会 TEL 0193-22-5835

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

味覚より値段が先に美味と決め

全ての物が試食してから買える訳ではないので、値段を見て予測をするが、外れることも多い。庶民としては美味ではなくとも安い物を買うことになる。

（川柳原生林7月号＜杜若＞小原金吾作品より）

岩手の死亡災害（8月末）

製 造 業	2	(2)
鉱 業	0	(0)
建 設 業	6	(5)
運 輸 交 通 業	1	(2)
林 業	3	(1)
商 業	1	(1)
そ の 他	1	(1)

累 計 14 (12)
() 内は前年同期

編集
後記

いよいよ国内最大の国民スポーツの祭典とされる第71回国民体育大会である岩手国体本大会と第16回全国障害者スポーツ大会が開催されます。岩手で開催された前回の国体は、第25回大会で1970年（昭和45年）でした。実に46年ぶりの岩手国体開催ということで、心躍るものがあります。今回の『希望郷いわて国体』『希望郷いわて大会』は、スローガンに『広げよう感動。伝えよう感謝』として、東日本大震災津波からの復興に向けて全力で取り組んでいる最中での開催となりますので、「復興のシンボル」となる国体・大会と位置づけ、県民・企業・団体の皆さんと共に「オールいわて」

で取り組まなければなりません。

全国各地から訪れる選手・役員の皆さんとの交流を通じ、大震災からの復旧・復興に対し、多くのご支援をいただいている全国の皆様に、感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

「いわて県民の総力を結集して、夢と感動を与え、復興のシンボルとなる国体・大会」を実現するため、一人ひとり、身近なところ、できることから国体・大会に関わっていききたいと思います。私たち県民が意義のある国体・大会を是非とも成功させようではありませんか!!

発 行 平成28年10月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発 行 所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 戸 澤 勝 弘